

主 文

被告人は無罪。

理 由

第1 公訴事実の要旨及び争点等

1 本件公訴事実の要旨は、被告人が、令和6年10月6日午後3時53分頃から同日午後5時9分頃までの間に、大阪市内のマンションの一室のA方において、被害者（当時1歳。）に対し、その腹部付近を手で押して同人を突き飛ばす暴行を加えた、というものである。

2 被告人が、公訴事実記載の日時頃、同記載の居室（交際相手方）において、交際相手の実子である被害者及び被害者の姉（当時2歳。以下、単に「姉」という。）と3人で過ごしていたことに争いはない。

争点は、被告人が公訴事実記載の暴行（以下「本件暴行」という。）を加えたかどうかであるところ、これを直接認定し得る客観証拠や目撃供述はなく、被告人も公判で否認するが、被告人の捜査段階における自白が存在しており、実質的な争点は、この自白の信用性である。

第2 当裁判所の判断

1 被告人の自白供述及び否認供述の内容

被告人の令和6年10月8日付け警察官調書（乙2）及び同日付け検察官調書（乙3）には、本件当日の出来事に関して、概要、被害者と姉のためにラーメンを作り、まず姉の前にラーメンの入った器を置いたところ、被害者がその器をひっくり返し、汁が姉にかかってしまったため、被害者に対する怒りなどを覚え、その腹部付近を手で押して突き飛ばした旨の記載がある（以下「本件自白」という。）。

他方、被告人は、公判で、概要、被害者が姉の前のラーメンの入った器を持ったため、ラーメンの汁が被害者にかからないよう器を左手でつかむとともに、右手で被害者の胸と腹部の中心あたりを払うようにして押したことはあったが、怒りから

被害者を押して突き飛ばしたことはない旨供述する（以下「否認供述」という。）。

## 2 本件自白の信用性

(1) 本件自白のうち、その核心部分である本件暴行それ自体の存在を裏付けるに足りる証拠は見当たらないし、これをうかがわせる的確な事情も証拠上見出せない。

この点、証拠によれば、本件当日、被告人が帰宅した交際相手に「被害者がラーメンこぼしそうになって、かかりそうになって、少し怒った」などと話した事実（甲20）や、本件当日の交際相手の外出後に被害者が嘔吐した事実（甲19～21）が認められる。しかし、被害者を少し怒ったという発言は、単に口で叱っただけとも取り得るような内容であり、本件暴行に及んだことを前提とする発言とは限らない。また、被害者が嘔吐した原因は本件暴行以外にも種々考えられる。よって、これらの事実を本件暴行に関する供述の信用性を支えるものということとはできない。

(2) 本件自白は、相応に具体的であるし、特に不自然な点もないが、体験した者でなければおよそ語ることができないようなものではなく、いわゆる秘密の暴露に当たるような事実関係も含まれておらず、その内容自体から信用性が高いということもできない。

(3)ア 証拠によれば、被告人に対する取調べ状況等につき、次のような事実が明らかに認められる。

被告人は、被害者の死亡が確認された翌日の令和6年10月8日、警察署に出向き、午後1時30分頃からポリグラフ検査を受けた。検査の結果、被告人が被害者に暴行を加えたとの反応が出たとして、急遽、現場の検証に立ち会っていた虐待事件担当のB警察官が警察署に赴き、被告人の取調べを行うことになった。B警察官の取調べは、途中休憩をはさみながら午後3時頃から午後8時30分頃まで続いたところ、その間、基本的にB警察官と被告人の二人だけが取調べ室内にいる状態であった。午後3時半頃、参考人としての事情聴取から傷害致死事件の被疑者としての取調べに切り替わったが、それ以後も取調べの補助者がつくことはなく、取調べ状況の録音録画がされることもなかった。取調べの途中で、他の警察官から、B警察

官と被告人に、被害者の解剖の結果、腹部に複数の損傷があったなどと伝えられた。B警察官の取調べの結果、供述調書1通（乙2。以下「自白調書」という。）が作成された後、引き続いて午後9時頃から午後10時半頃まで同じ警察署の取調室で検察官の取調べが行われ、供述調書1通（乙3）が作成された。

イ B警察官は、被告人の取調べ状況について、家の中で起こった出来事を教えてほしいと尋ね、子育ては大変だななどと語りかけていると、被告人が急に声を出して泣き始め、事情聴取開始から10分前後で自ら被害者を突き飛ばしたという話をしだしたため、被疑者取調べに移行した、本件自白のうち実行行為の部分は、被告人の言葉をそのまま調書に書いており、被告人からの訂正申立てはなかったなどと証言する。これに対し、被告人は、警察官に否認供述のような話をしたが、思い切り突き飛ばしたということは話していない、警察官に聞き入れてもらえず何度も同じ話をする中でニュアンスが変えられた、警察官に調書を修正してほしいといったが修正してもらえなかったなどと供述する。

ウ B警察官が証言する取調べ状況は、相応に具体的な内容であり、特に不自然、不合理な点があるわけでもない。しかし、前記アで認定したところなどによると、B警察官は、事件の概要や当時の被告人の家族関係、被告人による暴行をうかがわせるポリグラフ検査の結果を認識した上で事情聴取を開始し、途中からは、被害者の解剖結果を踏まえ、被害者の腹部に複数回の暴行が加えられたとの想定のもとで取調べに当たっていた。そうすると、B警察官が、自身の想定に沿う供述を引き出そうと相当の時間をかけて被告人を追及等したのではないかとの疑念が生じるところ（B警察官も、被告人にはまだ供述できていない暴行があると考え、被告人に問いかけをしていたため、取調べに時間がかかった旨証言している。）、取調べが二人きりで、録音録画がされることもなく行われており、B警察官と被告人との間のやり取りがどのようなものであったかを客観的に確認することができないことも踏まえると、被告人が述べるように、被告人の供述がB警察官の求める内容にゆがめられるなどして自白調書が作成された可能性を否定することは困難である。この点、

検察官は、本件自白が、信用性の保障された状況下において記憶に従いなされたものであるといえると主張するが、採用できない。

エ 被告人は、引き続いて行われた検察官の取調べにおいても本件自白を維持していることが認められる。しかし、被告人によれば、自白調書作成後の休憩の際、警察官から、検察官の取調べにおいては同じ内容を供述しなければならず、そうしないともっと不利になるなどと言われており、検察官にも同じような話をしたというのであり、これを否定できるほどの事情は証拠上見当たらない。また、被告人は、検察官から、警察官と同じ話をする必要はない旨の説明を受けた上で、その供述を維持し、動作を交えて供述しているが、そうであるからといって、本件自白が、検察官の主張するように、記憶と体験に基づきなされたものと直ちに評価できることにはならない。その直前まで相当の時間をかけて前記ウのとおり行われていた警察官の取調べの内容等を踏まえればなおさらである。

(4) 以上によれば、本件自白は、その核心部分を裏付ける証拠等がなく、その内容自体からして高度の信用性を有するものでもないところ、被告人の取調べ状況等を前提に、検察官が種々主張する点を踏まえて検討しても、その信用性には疑問が残るといふほかない。

### 第3 結論

よって、被告人が本件暴行に及んだことを認めるための唯一の証拠というべき本件自白に十分な信用性を認めることはできず、本件公訴事実については犯罪の証明がないことになるから、刑事訴訟法336条により被告人に無罪の言い渡しをする。

(求刑 罰金10万円)

令和8年3月13日

大阪地方裁判所第14刑事部

裁判長裁判官 大森直子

裁判官 倉 成 章

裁判官 大 川 未 来